

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成28年
5月24日
(火曜日)

目次

○告示

県道路線の認定(道路整備課)

県道路線の廃止(道路整備課)

道路の区域の決定(道路整備課)

道路の供用の開始(道路整備課)

○雑報

県報の正誤(平成二十八年三月三十一日山口県条例第三十四号)



山口県告示第五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七条の規定により、次のとおり県道の路線を認定する。

その関係図面は、山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

田倉新下関停車場線	路 線 名	終 起	点 点
		下関市大字田倉 下関市新下関停車場	

山口県告示第五十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十条第一項の規定により、次のとおり県道の路線を廃止する。

その関係図面は、山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

新下関停車場線	路 線 名	終 起	点 点
		下関市新下関停車場 下関市秋根本町二丁目(県道下関長門線交点)	

山口県告示第五十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、平成二十八年五月二十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路線名 田倉新下関停車場線
道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
下関市大字勝谷字金子七七六の四地先から 同市秋根本町二丁目五の二地先まで	最狭 二二・〇〇 最広 三二・〇〇	六七五・五	
下関市秋根本町二丁目五の二地先から 同市 同町一の二地先まで	最狭 二二・〇〇 最広 三三・〇〇	二八〇・四	下関市道新下関・田倉線の道路の区域
下関市秋根本町二丁目一の二地先から 同市秋根本町二丁目一〇の二地先まで	最狭 三〇・四 最広 三一・四	二六・四	県道下関長門線の道路の区域(重用)

下関市秋根本町二丁目一〇の二地先から
同市秋根南町一丁目一の二地先まで

最狭
三二・〇
四〇・五

二八五・〇

場線新下関停車
域線の道路の区

山口県告示第百六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年五月二十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
田倉新下関道 県道 田倉新下関道 停車場線	下関市大字勝谷字金子七七六の四地先から 同市秋根南町二丁目五の二地先まで	平成二十八年五月二十五日



正誤

平成二十八年三月三十一日山口県条例第三十四号（山口県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）

ページ	誤	正
三三	附則第九項	

平成二十八年五月二十四日印刷
平成二十八年五月二十四日発行

発行人所

山口県知事